

# 汚染土壌運搬担当者講習会 受講の手引き

令和7年4月

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

**お申込先・問合せ先**

**講習会 事務局 兒玉（こだま）**

**Email : seminar@sanpainet.or.jp**

**TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156**

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

<http://www.sanpainet.or.jp/>

## はじめに

土壌汚染対策の一つとして汚染土壌の掘削除去が行われ、全国各地の汚染土壌処理施設へ移動しています。汚染土壌は健全土との区別がつきにくく、処理費用が負担となるため、不適正な処理事例が判明しており、汚染の拡散による健康被害等が懸念されていました。

その解決策として、土壌汚染対策法が平成 21 年改正され、翌年 4 月に施行されました。改正内容としては、汚染土壌の適正な運搬及び処理を推進するために運搬に関する基準、管理票の運用など、汚染土壌の運搬に関する規定が制定されました。これらが適切に実施されない場合には、汚染土壌の搬出者、運搬受託者、汚染土壌処理業者、さらには運搬を担当した個人「運搬担当者」にも罰則が適用されることとなっています。

当財団は、環境省からの受託業務により平成 18 年度から汚染土壌の搬出についての実態把握や適正処理推進に関する検討を行い、平成 21 年度には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン暫定版」、「管理票のしくみ」、その他汚染土壌を適正に運搬、処理するための普及啓発資料などについて検討しており、その後、引き続いてガイドラインの改定業務等を受託してまいりました。

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」において、運搬を行う際には、汚染土壌の積み込み・積み卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないよう、事故等を未然に防止することや事故等が発生した場合の対応などの知識を習得しておくことが重要とされております。

本講習は、汚染土壌の運搬に携わる方、汚染土壌の適正運搬・処理を推進する方々などを対象とし、汚染土壌の運搬の視点から適正、安全に業務を遂行するために必要な知識を習得していただくために開催することといたしました。

使用するテキストについては、土壌汚染対策法、ガイドライン、安全・衛生管理などの知識・必要な事項を分かりやすく整理しており、より多くの方々が受講され汚染土壌の適正な運搬及び処理が推進されることを願っております。

2025 年 4 月

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

講習会 事務局

## 1. 講習の目的

汚染土壌は基準不適合の土壌汚染対策法に規定されている特定有害物質が含まれており取扱には注意が必要です。

不適正な運搬が行われた場合には、運搬した個人はもとより汚染が拡散され、周辺住民等への健康被害が心配されます。

土壌汚染対策法において、汚染土壌の運搬に関する基準、汚染土壌を運搬している旨の運搬車両への表示、管理票の運用等が規定されており、これらが適切に実施されていない場合、搬出者、運搬受託者、汚染土壌処理業者、さらには運搬を担当した個人「運搬担当者」に罰則が適用されることとなります。

本講習は汚染土壌の運搬の視点から、適正・安全に業務を遂行するために必要な知識を習得して頂くことを目的としています。

## 2. 講習の重要性

「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」において、汚染土壌の運搬に係る作業員等への教育の重要性が以下のとおり記述されています。

運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育も重要である。

なお、これらの教育を行ったことを記録として残すとともに保存すべきである。

## 3. 講習受講の対象者

本講習の受講対象者は以下の方々を想定しています。

- 汚染土壌の運搬に携わる方
  - ・車両の運転手 ・個人運搬事業主 ・運行管理者 ・安全管理者
- 汚染土壌の適正運搬・処理を推進する方
  - ・発注者 ・搬出者（土壌汚染対策工事関係者） ・汚染土壌処理業者
- 汚染土壌の分野に事業拡大を目指す方
  - ・会社経営者 ・管理職

など

## 4. 講習会開催日時

本講習の開催日時については、申込手続き時、ご要望を伺い、ご調整させていただきます。

## 5. 講習時間

本講習の所要時間は次のとおりです。

- 約60分（質疑を含む）

※ご相談や本講習以外についての質問事項がございましたら、別途、時間を調整いたします。

出張講習につきましては、「11. 出張講習」をご参照ください。

## 6. 講習会場

講習会場は次のとおりです。

会場に駐車場はございません。ご来場の際は、公共の交通機関をご利用いただくか、ご自身でご手配いただきますようお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階



### 【アクセス】

東京メトロ銀座線  
虎ノ門駅（9番出口）より 徒歩1分

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線  
霞ヶ関駅より徒歩5分

都営地下鉄三田線  
内幸町駅より徒歩5分

JR線・都営浅草線  
新橋駅（日比谷出口）より徒歩10分

※出張講習につきましては、「11. 出張講習」をご参照ください。

## 7. 講習課目

本講習における課目は次のとおりです。

課 目	講 習 内 容
●土壌汚染対策法について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土壌汚染とは</li><li>・ 土壌汚染のリスクについて</li><li>・ 汚染状態に関する基準について</li><li>・ 土壌汚染対策法の概要について</li></ul>
●汚染土壌の運搬	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 汚染土壌の運搬とは</li><li>・ 運搬に関する基準について</li><li>・ 管理票について</li></ul>
●汚染土壌の適正・安全な運搬に向けて	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 汚染土壌の運搬にあたって必要な情報について</li><li>・ 事前情報と管理票の流れについて</li><li>・ 安全・衛生について</li></ul>
●土壌汚染対策法の対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土対法対象外の基準不適合土壌における運搬・処理について（通知<sup>※</sup>第 10 の記の 1）</li></ul>
●修了チェック	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修了確認のテスト</li></ul>

※：土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について

## 8. 受講料

本講習の受講料は次のとおりです。

- |                    |
|--------------------|
| ● 3,000円／人（消費税を含む） |
|--------------------|

※出張講習につきましては、「11. 出張講習」をご参照ください。

## 9. 申込方法

- ① エクセルファイルの申込用紙「別紙 1」の会社名、受講者名などの記入欄をご入力ください。
- ② seminar@sanpainet.or.jp 宛までメールしてください。

※メールによる送付ができない場合、FAXにてお送りください。

FAX 番号：03-4355-0156

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 宛

## 10. お支払方法

申込手続き完了後（講習会受講前まで）、次の口座に受講料をお振込み願います。請求書をご希望の場合、ご連絡ください。※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

振込確認後、領収書を発行、メールにて送付いたします。

### 【お振込先】

三井住友銀行 東京公務部  
店番 096  
口座番号 普通預金 3013003  
口座名義 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

※講習会当日のお支払希望についてはご相談ください。

## 11. 出張講習

10名様程度以上の受講をご希望される場合、講師を派遣し、現地にて講習会を実施いたします。

**出張講習をご希望される場合につきましては、申込の前にご連絡ください。**

### I. 開催日時

申込手続き時、ご調整させていただきます。

### II. 講習課目・内容、時間

講習課目・内容については「7. 講習課目」をご参照ください。また、土壤汚染対策法における調査方法についてなど講習内容にご希望がある場合、ご相談ください。

講習時間は質疑応答を含め、基本 60 分といたしますが、ご希望によりご調整させていただきます。

### III. 講習会場

本講習の会場（会議室等）は、申込者様でご準備願います。

### IV. 出張講習料

出張講習の料金は次のとおりです。

基本 3,000円/人（消費税を含む）  
＋旅費交通費・その他経費については、別途、ご相談させていただきます。

※受講者数よりご調整させていただきます。

## V. 申込・お支払い方法

**申込の前にご連絡ください。以下に基本的な流れを記載いたします。**

- ① エクセルファイルの申込用紙「別紙 2-1」の会社名、受講者名などの記入欄をご入力ください。  
予定参加人数については忘れずご入力ください。
- ② seminar@sanpainet.or.jp 宛までメールしてください。  
※メールによる送付ができない場合、FAX にてお送りください。  
FAX 番号：03-4355-0156  
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 宛
- ③ 別紙 2-1 の内容に基づき、見積書をメールにて送付いたします。
- ④ 講習会 1 週間前までには別紙 2-2 のご提出をお願いします。
- ⑤ 別紙 2-2 の参加者人数に基づき、請求書をメールにて送付いたします。
- ⑥ 講習会前まで請求書にご案内の口座に受講料をお振り込み願います。  
※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。
- ⑦ 振込確認後、領収書を発行、メールにて送付いたします。

### 【お振込先】

三井住友銀行 東京公務部  
店番 096  
口座番号 普通預金 3013003  
口座名義 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

## 12. その他

### ● 修了証・修了者ステッカー

講習を修了された方に修了証・修了者ステッカーを授与します。

#### 修了証



#### 修了者ステッカー



例) ヘルメットへの貼付



- 講習の内容や申込方法、出張講習などについては、お気軽にお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

講習会 事務局 兒玉 (こだま)  
Email : seminar@sanpainet.or.jp  
TEL : 03-4355-0155 FAX : 03-4355-0156

## 汚染土壌運搬担当者講習会 申込書

欄内をご入力ください

会社名	
部署名	
会社住所	〒
(ふりがな) 担当者名	
電話番号	
FAX番号	
e-mail	
(ふりがな) 受講者名	1
	2
	3
	4
	5
自由記入欄 (問い合わせなど)	

受講者が5名以上の場合はシートをコピーしお知らせください。

ご入力後、[seminar@sanpainet.or.jp](mailto:seminar@sanpainet.or.jp) 宛にメールください。

メールによる送付ができない場合、FAXにてお送りください。

F A X : 03-4355-0156

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

講習会事務局 宛

**汚染土壌運搬担当者講習会 出張講習 申込書**

欄内をご入力ください

会社名	
部署名	
会社住所	〒
(ふりがな) 担当者名	
電話番号	
FAX番号	
e-mail	
予定参加人数	名
自由記入欄 (問い合わせなど)	

**ご入力後、[seminar@sanpainet.or.jp](mailto:seminar@sanpainet.or.jp) 宛にメールください。**

メールによる送付ができない場合、FAXにてお送りください。

F A X : 03-4355-0156

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

講習会事務局 宛

## 汚染土壌運搬担当者講習会 出張講習 受講者

No	会社・所属	(ふりがな) 受講者氏名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

ご入力後、[seminar@sanpainet.or.jp](mailto:seminar@sanpainet.or.jp) 宛にメールください。